さいたま市共催等名義使用承認に関する事務取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、団体が主催する障害福祉の向上に資する講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事その他の行事（以下「行事」という。）に対して、市が後援又は共催（以下「後援等」という。）することに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(2)　共催 行事の企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことをいう

（審査基準）

第３条 市が後援等をすることができる行事は、市の方針に合致し、市の障害福祉施策の推進に寄与するものと認められる事業とする。

２ 行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市は後援等をしないものとする。

(1)　政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの

(2)　私的な利益を目的とするもの

(3)　主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの

(4)　参加者が極めて限られた範囲であるもの

(5)　参加者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの

(6)　前各号に掲げるもののほか、市が後援等をすることが適当でないもの

（承認の手続等）

第４条 市の後援等を受けようとする団体は、後援等に係る承認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1)　定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類

(2)　役員及び事業関係者の名簿

(3)　事業計画等行事の目的、内容等が詳細にわかる書類

(4)　行事に係る収支予算書

(5)　前各号に掲げるもののほか参考となる書類

２ 前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、市の後援等の承認をするときは後援等に係る承認通知書（様式第２号）により、承認をしないときは後援等に係る不承認通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（承認の取消）

第５条 後援等の承認をした行事が当初の趣旨に反するなど市が後援等をすることが不適当であると認めるに至ったときは、当該承認を取り消すものとする。

(事業実績報告書)

第６条 市の後援等を受けた団体は、後援等の承認をした行事が終了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第４号）に行事に関する収支報告書及び開催要領、パンフレット等実施状況がわかる書類を添付して提出するものとする。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。